

S3-06-10-03 母子福祉資金、寡婦福祉資金の貸付対象・内容・条件

項目	内容
貸付機関	<input type="checkbox"/> 県本部子ども家庭班が県貸付委員会の意見に基づいて貸し付ける <input type="checkbox"/> 申込その他に当たっては、市本部及び母子自立支援員及び主任児童委員・児童委員が協力
貸付対象	<input type="checkbox"/> 災害によって住家等が被害を受けた配偶者のいない女子で、現に児童等（20歳未満）を扶養している者及び寡婦等
貸付世帯数	<input type="checkbox"/> 特別制限ない <input type="checkbox"/> 資金保有高の範囲内において実施
資金種別	<input type="checkbox"/> 住宅資金
貸付限度額	<input type="checkbox"/> 200 万円
貸付条件	<input type="checkbox"/> 償還期間 7年 <input type="checkbox"/> 貸付利率 連帯保証人有 無利子 連帯保証人無 年 1.0% <input type="checkbox"/> 償還方法 月賦等 <input type="checkbox"/> 違約金 延滞元金利率につき年 0.03%
提出書類	<input type="checkbox"/> 借入希望者は、次の書類を作成して、借入希望者の居住地を担当する県事務所に提出 <ul style="list-style-type: none"> ・貸付申請書 ・戸籍謄本 ・罹災証明書 ・所得証明書及び資産等証明書 ・補修計画書 ・貸付申請調査書及び意見書 ・金銭消費貸借契約書 ・保証人意志確認書 ・印鑑登録証明書 ・申請に当たっての重要事項説明確認書 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅計画書 ・補修・新築等の見積書の写 ・資金の使途及び調達計画書 ・建築確認通知書の写 ・位置図、写真等
	<input type="checkbox"/> 書類は、原則として以下の系統で提出する <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph LR A[借入希望者] --> B[市本部社会福祉班 (母子自立支援員)] B --> C[県本部 子ども家庭班] D[主任児童委員・児童委員] --> B </pre> </div>

《本編》

➤ 第3章 第6節 第10項 災害援護資金等貸与計画

《マニュアル編》

➤ M3-06-10 災害援護資金等貸与計画